

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年六月一日から同月十四日までの間縦覧に供します。

平成三十年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
川崎 健次	奈良市月ヶ瀬尾山二九二番地	奈良市月ヶ瀬嵩六八八番一ほか五筆
川崎 健次	奈良市月ヶ瀬尾山二九二番地	山辺郡山添村大字箕輪一三三八番一五ほか一筆
森田 康之	宇陀市大字陀田原一四〇五番地	宇陀市大字陀迫間一二七番一

二 申請年月日

平成三十年五月二十四日